

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）

改正案

現行

別表第一（第一条、第四条関係）

別表第一（第一条、第四条関係）

一四）	（略）	（略）
一五	次に掲げる貨物であつて、通商産業省令で定める仕様のもの (一)～(三) (略) (四) 電子計算機であつて、複合理論性能が一秒につき一五〇、〇〇〇メガ演算を超えるもの又はその部分品 (五)～(十一) (略)	全地域
一六	(略)	(略)

一四）	（略）	（略）
一五	次に掲げる貨物であつて、通商産業省令で定める仕様のもの (一)～(三) (略) (四) 電子計算機であつて、複合理論性能が一秒につき一〇、〇〇〇メガ演算を超えるもの又はその部分品 (五)～(十一) (略)	全地域
一六	(略)	(略)